

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年9月27日付けで行った公文書部分開示決定のうち、「字」欄、「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄は開示すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年9月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「小鹿野町河原沢地内字仁平沢地内で一般社団法人小鹿野クライミング協会（以下「協会」という。）が伐採した樹木に係る顛末書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、顛末書（令和3年2月10日作成。以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和5年9月27日付けで条例第10条第1号又は第2号に該当するとして、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和5年10月5日付けで、実施機関に対し、「字」欄、「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄を不開示とする旨の決定を取り消すよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年4月15日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和6年6月25日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「字」欄、「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄に係る不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 「字」欄に記載されている情報は条例第10条第1号の不開示情報に該当しない。なぜなら、地番の記載がなければ、小鹿野町の公図や土地所有簿を閲覧しても字周辺の地権者など個人の情報を特定することは不可能であり、また、「権利利益を害する権力は行政のみが保持しており、私人には権利利益を害する権力はない」からである。

イ 「1 伐採した経緯及び理由」欄に記載された情報は条例第10条第2号の不開示情報に該当しない。なぜなら、「該当法人は利益を求める法人ではない」からであり、また、当該法人が「より社会の理解を得て不利益を解消し情報開示説明後に社会の信用が得られる」ようにする必要があるからである。

ウ 「2 今後について」欄に記載された情報は条例第10条第2号の不開示情報に該当しない。なぜなら、「該当法人は利益を求める法人ではない」からであり、また、当該法人が「より社会の理解を得て不利益を解消し情報開示説明後に社会の信用が得られる」ようにする必要があるからである。

エ なお、別途令和5年10月2日付開示請求により部分開示された文書の1つである「各種記録票兼回覧票」（令和3年2月2日作成）で「議会事務局ゴンジョウ氏小鹿野町クライミング協会の■理事（■）の連絡先を教える。」と理事名を不開示にしているが、協会設立時理事に小鹿野町町議会議員は1名だけで、実質的に個人が特定できる状態であった。また、「字を公開すると対象地域が特定されることとなるため」と字を不開示にしておきながら別途令和5年10月2日付開示請求により部分開示された文書では場所の特定が可能な「ロウソク岩」を開示している。同一申請人が申請し、同一機関が開示決定した文書に対し、全く違った結果となって

おり、このような観点からも本件処分は適切ではない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「字」の不開示について、大字河原沢地内の字数は53あるが、字が公開されると対象地域が特定されることとなるため、本決定については本件処分に係る公文書部分開示決定通知書（以下「部分開示決定通知書」という。）の別紙に記載した理由により不開示とした。

なお、字内における保安林の地番数は約140である。

また、私人には権利利益を害する権力はないと主張していることについて、私人の権利利益を害する能力の有無は問題ではなく、識別されるおそれのある特定の個人が受ける権利利益を害されるおそれがあると考えられることから、部分開示決定通知書の別紙に記載した理由により不開示とした。

- (2) 「1 伐採した経緯及び理由」の不開示について、「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）では、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第10条第2号本文）について」の「その他正当な利益」について、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位が広く含まれる（審査基準第3の2（2）ア）とあり、信用面における影響も踏まえ、部分開示決定通知書の別紙に記載した理由により不開示とした。

- (3) 「2 今後について」の不開示について

(2)と同様

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

本件対象文書は令和3年2月10日に協会が秩父農林振興センターに提出した文書である。

審査請求人は本件処分のうち、「字」欄について条例第10条第1号を理由にした不開示決定の取消し並びに「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄について条例第10条第2号を理由にした不開示決定の取消しを求めるとともに、各欄に記載された情報の開示を実質的に求めている。

そこで、当審査会は、「字」欄、「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄に係る不開示決定の違法性ととともに、各欄に記載された情報の開示の適否について、以下、検討する。

(2) 不開示決定の違法性について

ア 「字」欄について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

本件対象文書には、伐採の所在場所が字名まで記載されている。実施機関は、「字」はその土地の所在地を示すものであるから、字が公開されると、対象地域が特定されると主張する。また、本件対象文書に記載のある「字」地内における保安林の地番数は140に限定されるため、他の情報である全部事項証明や公図などと照合するなどにより、対象地域が特定されるおそれがあると主張する。

確かに、特定の「字」が公開されると対象地域が絞られることとなるが、それ

だけでは直ちに個人の特定には至らず、個人の権利利益が害されるおそれがあるともまでは言えない。

そうすると、当該情報は条例第10条第1号には該当せず、この点において「字」欄に係る不開示決定は違法である。

なお、本件開示請求は、そもそも特定の「字」を指定して行われている。当該開示請求に基づき決定された本件対象文書では「字」部分が黒塗りされているものの、当該「字」地内に係る顛末書であることは明らかであるから、この点からも「字」欄に係る本件不開示決定は適切とは言えない。

イ 「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には、法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄について、実施機関は、本件開示請求当時は協会の意見や考えを公にすることにより、外部から問い合わせがあった際に協会が不利益を被るおそれがあると判断し、不開示にしたと主張する。

しかしながら、当審査会において見分したところ、「1 伐採した経緯及び理由」には、単純にわずかな事実が示されているだけであって、協会としての見方や考え方が示されているわけではなく、実施機関が本件処分の理由として記載している「顛末書は法人の意思表示に関する情報」の中の「意思表示」の要素は少なくとも見られないことが判明した。そのため、当該理由に基づいて行われた「1 伐採

した経緯及び理由」欄に係る決定は適切ではない。加えて、「1 伐採した経緯及び理由」欄に記載された情報は、その内容からすると、いずれも「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは言えず、条例第10条第2号本文の不開示情報には該当しない。

次に、「2 今後について」欄に記載された情報を確認したところ、同欄には、一般的に顛末書に記載すると想定される程度の内容が記載されているに過ぎないことが判明した。そうすると、「2 今後について」欄に記載された情報が公にされたからといって、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは言えない。

なお、審査請求人が反論書に添付している、令和5年10月16日付け公文書部分開示決定通知書に基づき開示された令和3年2月4日の「各種記録票兼回覧票」では、無断伐採の件について協会が伐採した事実と今後の対応内容が開示されており、協会も自らのホームページで無断伐採の件について公表している。

以上から判断すると、「1 伐採した経緯及び理由」欄及び「2 今後について」欄に記載された情報は、いずれも開示することにより当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは言えないから、各欄に係る不開示決定は違法である。

(3) 情報開示の適否について

本件で対象とされている「字」欄に記載された情報、「1 伐採した経緯及び理由」欄に記載された情報及び「2 今後について」欄に記載された情報は、上記のとおり、いずれも条例第10条第1号及び第2号の不開示情報に該当しないが、それだけでなく、その他の不開示情報にも該当しない(条例第10条第3号～第7号)。このようにいずれの不開示情報にも該当しなければ、当該情報は原則として開示されなければならない(条例第10条)。したがって、実施機関は上記各欄に記載された情報をいずれも開示すべきである。

(4) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田伸也、石田若菜、石塚洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年 4月15日	諮問(諮問第373号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 6月25日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第181回審査会)
令和6年 7月23日	審議(第三部会第182回審査会)
令和6年 8月30日	審議(第三部会第183回審査会)
令和6年 9月13日	答申